

令和7年度

主催大会参加者 災害補償制度

北海道高等学校定時制通信制体育連盟

〈引受保険会社〉Chubb損害保険株式会社

主催大会参加者災害補償制度について

ア 目的

近年、全国においてスポーツ競技中の重大事故が発生している現状を踏まえ、相互扶助の精神に基づき、本連盟が主催する大会参加者への災害補償を主な目的とし、本連盟が加入するものである。

趣旨説明

定通体連は、各種大会の開催・運営に当たり、安全且つ円滑に行われるよう細心の注意を払っておりますが、スポーツの特性上、事故や災害が皆無であるとは断言できません。

近年本道高体連においても、ボート競技新人大会競技中の選手死亡事故（平成13年発生、現在民事裁判で係争中）やスケート競技会場への顧問引率中の選手交通死亡事故（平成17年）、運動部活動中における生徒の突然死（平成17年）、アイスホッケー部の事故（平成18年）などが発生しております。

このようなことから、本連盟が主催する大会において不幸にして発生した重大な事故や傷害に対して本連盟が責任を持って関わるとともに、広く生徒および顧問、大会関係者に対する補償の充実を主な目的とする制度です。

イ 対象者

本連盟主催大会に参加する生徒・顧問および大会運営に携わる役員・補助生徒

趣旨説明

本連盟主催の各種大会は、顧問や審判員、さらに、当番校の多くの教職員や補助生徒など、多数の関係者の協力によって成り立っているのが現状です。それに対する災害補償は、生徒が加入している補償を中心とした保険のみであって、その補償内容も十分とは言えません。

この制度は本連盟の責任のもとに加入し、生徒も教職員も等しく補償の対象としており、過失による他人の財物破損などにも対応できます。

ウ 補償内容・金額

ケガ等の 災害補償	災害死亡補償	1,000万円
	後遺障害補償	40万円～1,000万円
	療養補償	入院補償（日額） 3,000円（1日目から補償）
		手術見舞金（手術の程度に応じて、入院補償日額の10・20・40倍） 通院補償（日額） 1,500円（1日目から補償）
損害賠償	身体賠償（訴訟費用を含む）	1名 1億円まで 1事故 3億円まで
	財物賠償（訴訟費用を含む）	1事故 1,000万円まで

趣旨説明

この制度の特徴は、補償の適用範囲をできるだけ広くしたことにあります。例えば、抽選会や監督主将会議、大会参加に伴う往復の移動、大会期間中の顧問の管理下の練習（勝ち残っている場合）、応援中の部員などにも適用されることになっております。

また、本連盟の運営上の責任が問われた場合も対応できるようになっております。（訴訟費用・賠償費用）

エ その他

本連盟に加盟する運動部に部員登録をした全生徒および顧問は、大会制度負担金を添えて手続きするものとする。大会制度負担金は、手続き要領にもとづき徴収するものとする。

趣旨説明

この制度は、本連盟の組織・編成および活動の内容等の実態に見合った補償内容で、本連盟独自の制度です。したがって、定通体連の主な構成員である部員および顧問の加入によって成立します。

また、補償は不慮の事故・災害にあった加入者個人のためであることは当然のこと、競技会で力と技を競い合った多くのアスリート、さらに、日常一緒に練習する仲間や熱心に指導してくれる顧問の補償も含まれるといった、相互扶助の精神に基づく制度です。

顧問が選手を引率した場合も、大会の審判員等役員としての業務に従事している間の傷害等には公務災害が適用されませんが、本制度は、被害者救済を優先し、こうしたケースや不慮の交通事故に対しても補償の対象となります。

この制度は平成 19 年 5 月 24 日から運用を開始しました。

I 主催大会参加者災害補償制度「ケガ等の災害補償」について

1 「ケガ等の災害補償」についての概要

大会の参加中に被った傷害または特定疾病を補償します。

2 対象となる大会

北海道高等学校定時制通信制体育連盟が主催（共催）する3大会です。

上記大会に付随する抽選会、監督主将会議、大会前の練習、大会会場の設置、撤収等を含みます。

3 こんな事故のときに補償します。

上記大会参加中に被った傷病（傷害または疾病）に対して、弔慰金・後遺障害一時金・入院見舞金・手術見舞金・通院見舞金を給付します。

「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。

「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。

天災（地震、噴火、津波）による事故も補償の対象となります。

4 補償内容・金額

災害死亡補償 (弔慰金)	1,000万円	傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師【本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする。】の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、本人の法定相続人に1,000万円を給付する。	
後遺障害補償 (後遺障害一時金)	40万円～ 1,000万円	傷病発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、後遺障害の程度に応じて後遺障害一時金として本人に40万円から1,000万円を給付する。	
療養補償	入院見舞金 (日額) 1日目から	3,000円	傷病を被り、その治療のために入院したときは、入院日数1日につき入院見舞金として本人に3,000円を給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を給付しない。
	手術見舞金	30,000円 / 60,000円 / 120,000円	傷病発生日からその日を含めて180日以内に、本人がその傷病の治療を直接の目的とし入院した場合、別表に掲げる手術を受けたときは入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1回に限り手術見舞金として本人に給付する。
	通院見舞金 (日額) 1日目から	1,500円	傷病を被り、その治療のために通院したときは、通院日数1日につき通院見舞金として本人に1,500円を給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は、90日分を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

5 補償できない主な場合

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (3) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの。

北海道高等学校定時制通信制体育連盟主催大会参加者災害補償に関する内規

第1条（本規程の目的）

この規程は、北海道高等学校定時制通信制体育連盟（以下「主催者」という。）が主催する大会ならびに会場の設置等の事前準備またはその撤収作業、および大会に付随する抽選会、監督主将会議（以下「行事」という。）の参加者（以下「本人」という。）が、その行事に参加中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という。）に対して、主催者が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、夏季地区大会・ブロック大会・全道大会・新人大会の参加者に適用する。

第3条（用語の定義）

本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
 - (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
 - (3) 「公的給付」とは、次の給付をいう。
 - イ. 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付
 - (イ) 労働者災害補償保険法
 - (ロ) 国家公務員災害補償法
 - (ハ) 裁判官の災害補償に関する法律
 - ニ. 地方公務員災害補償法
 - ホ. 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
 - ロ. 次のいずれかの法律その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
 - (イ) 厚生年金保険法
 - (ロ) 国民年金法
 - (ハ) 国家公務員共済組合法
 - (ニ) 地方公務員等共済組合法
 - (ホ) 私立学校共済組合法
- (4) 「行事に参加中」とは、本人が行事に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいう。ただし、行事開催日前に主催者に行事参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、行事に参加するための往復途上についても「行事に参加中」とみなす。
- (5) 「行事に参加するための往復途上」とは、被補償者が行事に参加する意思をもって、自宅（行事参加のために宿泊したときは、その宿泊先を自宅とみなす。）を出発してから自宅に帰着するまでをいう。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、「行事に参加中」とみなさない。
- (6) 前2項のほか、第1条の大会開催期間中に行われる競技会場以外での大会に備えた「練習」も「行事に参加中」とみなす。ただし、その「練習」は必ず顧問の管理下において行われるものに限られる
- (7) 「練習」とは、大会開催期間中に顧問の管理下において行われるものを指し、大会期間開始前の主催者が認める公式練習または大会前日到着後の練習も含む。

第4条（災害死亡補償—弔慰金）

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師（本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする。）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

弔 慰 金	1,000 万円
-------	----------

第5条（後遺障害補償—後遺障害一時金）

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、後遺障害一時金として次のとおり本人に給付する。

障害等級	1級から 3級まで	4級から 6級まで	7級から 9級まで	10級から 12級まで	13級から 14級まで	障害手当金に該当 する場合 (疾病のみ)
障害一時金	1,000万円	700万円	350万円	100万円	40万円	100万円

第6条（障害等級の認定）

前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。

前条の場合において、後遺障害の原因が疾病のときは、次の各号に従い障害等級を決定する。

- (1) 公的給付における認定と同一の等級に認定する。
- (2) 前号の認定後に、公的給付において前号の認定より上位の等級が認定されたときは、その上位の等級に変更して認定する。この場合、前号の認定に基づき既に障害一時金を給付していたときは、その上位の等級に基づく後遺障害一時金の額との差額を追加給付する。
- (3) 第1号の認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として本人が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を給付する。

公的給付において等級が認定されないときは、厚生年金保険法施行令第三条の八および同法施行令第三条の九の基準に従い認定することができる。

第7条（後遺障害と災害死亡の関係）

主催者が後遺障害一時金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した後遺障害一時金の額を控除した残額を給付する。

第8条（弔慰金等の給付による損害賠償の減免）

主催者が弔慰金または後遺障害一時金を給付したときは、主催者は、給付した金額を限度として、本人が主催者に対して有する損害賠償の責を免れる。

第9条（療養補償—入院見舞金）

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために入院したときは、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として本人に給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を給付しない。

入 院 1 日 に つ き	3,000 円
---------------	---------

第10条（療養補償—手術見舞金）

前条の場合において、傷病発生日からその日を含めて180日以内に、本人がその傷病の治療を直接の目的として入院した場合、別表に掲げる手術を受けたときは入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1回に限り手術見舞金として本人に給付する。

第11条（療養補償—通院見舞金）

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために通院したときは、通院日数1日につき次の金額を通院見舞金として本人に給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は、90日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

通院1日につき	1,500円
---------	--------

第12条（補償を行わない場合）

主催者は、次の各号の傷病に対しては、補償を給付しない。

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷病
- (4) 本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車等の車両および軽車両を運転している間に生じた事故による傷病
- (5) 他覚症状のない本人の感染症
- (6) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- (7) 本人の妊娠、出産または早産
- (8) 本規程発効日の直前12ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。ただし、本規程発効日から24ヶ月を経過したとき以降に発生した疾病については、この限りでない。なお、本規程発効日において第2条の適用範囲に該当しない者については、「本規程発効日」を「本規程の適用範囲に該当した日」と読み替えて適用する。
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病
- (11) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病

第13条（請求手続き）

本人またはその法定相続人が、本規程に基づき補償の給付を請求する場合には、次の各号の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 事故通知書兼団体総合補償制度費用保険金請求書
- (2) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）

第14条（運営）

本災害補償規程は、北海道高等学校定時制通信制体育連盟を事務局として運営する。

第15条（発効日）

本規程は、平成19年5月24日から効力を有し、平成19年5月24日以降に開催する大会に適用する。

別表

対象となる手術 ^(注)	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く）	
（1）植皮術（25cm未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む）	20
2. 筋、腱、腱鞘の手術	
（1）筋、腱、腱鞘の観血手術	10
3. 四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く）	
（1）四肢関節観血手術、靭帯観血手術	10
4. 四肢骨の手術（抜釘術を除く）	
（1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む）	20
5. 四肢切断、離断、再接合の手術	
（1）手指、足指を含む四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）手指、足指を含む切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 手足の手術	
（1）指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む）	
（1）脊柱・骨盤観血手術	20
9. 頭蓋、脳の手術	
（1）頭蓋骨観血手術（鼻骨、鼻中隔を除く）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む）	40
10. 脊髄、神経の手術	
（1）神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術）	20
（2）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	
（1）涙嚢摘出術	10
（2）涙嚢鼻腔吻合術	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術	
（1）眼瞼下垂症手術	10
（2）結膜嚢形成術	10
（3）眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4）眼窩骨折観血手術	20
（5）眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
（1）眼球内異物摘出術	20

対象となる手術 ^(注)	倍率
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除及び組織又は義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術	10
(3) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除は13.(2)に該当する）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜剥離症手術	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・硝子体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(2) 乳突洞解放術、乳突切開術	10
(3) 中耳根本手術	20
(4) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術	
(1) 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く）	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは除く）	20

対象となる手術 ^(注)	倍率
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの	40
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	40
(2) 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	20
(3) 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術、経膈操作を除く）	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膣術	20
(9) 膣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術	40
(3) 上記以外の開腹術	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・ 胸・腹部臓器手術（検査、処置は除く）	10

(注) 上記の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。

事故通知書兼団体総合補償制度費用保険金請求書

※

北海道高等学校定時制通信制体育連盟

FAX : 011-261-1449(事故日から30日以内に①・②事故通知欄にご記入の上左記へお送りください。)

下記の大会に参加中、大会参加者の災害補償規程の補償対象となる身体障害を被りましたので、北海道高等学校定時制通信制体育連盟事務局の確認を得た上で、事故報告欄に記載のとおり報告します。また、当保険金請求書添付の「弊社の個人情報お取り扱いについて」の内容に同意の上、保険金を請求します

報告日: 年 月 日

① 報告者氏名:		被補償者との関係: 専門委員長・顧問・役員・その他()	
保険の種類	団体総合補償制度費用保険(WZ)行事参加者特約付帯		連 盟 事 務 局 確 認 欄
証券番号	812EB058958-6		競技種目
保険期間	令和7年5月1日から1年間		被補償者区分 (ケガ・病気をされた方)
大会名	夏季地区大会・ブロック大会・全道大会・新人大会		<input type="checkbox"/> 顧問・役員 <input type="checkbox"/> 選手・補欠 <input type="checkbox"/> マネージャー <input type="checkbox"/> 補助員
(大会正式名称)		下記被補償者が、災害補償規程にもとづき直接貴社に請求することを承認します。	
契約者 (被保険者)	名称	北海道高等学校定時制通信制体育連盟	
	住所	札幌市中央区北2条西11丁目	
		(保険申込書に捺印した印を押印) 印	

② 事故通知欄		*FAXで事故日から30日以内にお送りください。(③は、記入不要です。)			
被補償者 (ケガ・病気をされた方)	住所	フリガナ 〒			
	氏名	フリガナ	性別	年齢	学校名
		電話番号	()	FAX	() <input type="checkbox"/> 電話番号と同じ
			男・女	才	
事故発生状況	事故発生日時	年月日時分	場所		
傷病名(疾病名)				後遺障害	有・無・未定
病院名	担当医	電話番号	()		

③ 保険金請求欄		*傷病が治ったあと、ご記入、ご記名およびご捺印の上、損害サービスセンターまでご郵送ください。			
保険金請求者(被補償者またはその親権者)		保険金支払指図欄(必ず通帳で確認してご記入ください。)			
連盟事務局(被保険者)の事前の承認を得て、大会参加者の災害補償規程にもとづき補償金として、貴社に保険金を請求します。		振込先口座	金融機関 銀行 信金 フリガナ		
請求日 年 月 日			信組 農協 労金 支店		
フリガナ 氏名			種類	<input type="checkbox"/> 普通	番号
(被補償者本人または親権者以外の方が請求する場合は他の様式をご使用ください。)		名義人	フリガナ		
病院名	②に記入した病院と同じ 場合記入不要	電話番号	()		担当医
ケガ又は病気の名前					
ケガの部位	1頭部 2顔面 3頸部 4胸部 5腹部 6腰部 7上肢/手指[具体的に例:右親指]() 8下肢/足指 9臓器 10その他()				
ケガの状態	1骨折 2脱臼 3打撲 4捻挫 5切り傷 6欠損・切断 7やけど 8内出血 9破裂 10その他()				
入通院状況申告欄 自分でご記入ください。ただし、別途診断書の提出をお願いする場合があります。					
治ゆ状況	年 月 日において 治ゆ ・ 治療中 ・ 治療中止				
入院状況	年 月 日から 年 月 日まで()日間				
通院状況	年 月 日から 年 月 日まで()日間 うち実際に通院した日数()日間				
通院日には○をつけてください。病医院などの診察券コピーおよびレシートコピーを添付してください。					
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
()月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
固定具の使用	1.ギプス 2.シーネ 3.その他の固定具の名称()期間: 年 月 日から 年 月 日まで				

■お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

1. 主な利用目的について

- (1) 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (6) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4) 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

ご記入例

事故通知書兼団体総合補償制度費用保険金請求書

※

北海道高等学校定時制通信制体育連盟

FAX : 011-261-1449(事故日から30日以内に①・②事故通知欄にご記入の上左記へお送りください。)

下記の大会に参加中、大会参加者の災害補償規程の補償対象となる身体障害を被りましたので、北海道高等学校定時制通信制体育連盟事務局の確認を得た上で、事故報告欄に記載のとおり報告します。また、当保険金請求書添付の「弊社の個人情報取り扱いについて」の内容に同意の上、保険金を請求します。

報告日: 2019年 6月 10日

① 報告者氏名: 北海 花子		被補償者との関係: 専門委員長・顧問・役員・その他()	
保険の種類	団体総合補償制度費用保険(WZ)行事参加者特約付帯	連盟事務局確認欄	
証券番号	812EB058958-6	競技種目	サッカー
保険期間	令和7年5月1日から1年間	被補償者区分 (ケガ・病気をされた方)	<input type="checkbox"/> 顧問・役員 <input checked="" type="checkbox"/> 選手・補欠 <input type="checkbox"/> マネージャー <input type="checkbox"/> 補助員
大会名 (大会正式名称)	夏季地区大会・ブロック大会・全道大会・新人大会	下記被補償者が、災害補償規程にもとづき直接貴社に請求することを承認します。 (保険申込書に捺印した印を押印)	
契約者 (被保険者)	名称 北海道高等学校定時制通信制体育連盟 住所 札幌市中央区北2条西11丁目	印	

② 事故通知欄		*FAXで事故日から30日以内にお送りください。(③は、記入不要です。)			
被補償者 (ケガ・病気をされた方)	住所	フリガナ サッポロシチュウオウクキタ1ジョウニシ2チョウメ1 〒060-0001 札幌市中央区北一条西2丁目1			
		電話番号	011 (234) 5678	FAX	() <input type="checkbox"/> 電話番号と同じ
	氏名	フリガナ チャブタロウ チャブ 太郎	性別	年齢	学校名
			<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	16才	〇〇高校
事故発生状況	事故発生状況	令和7年6月9日13時30分頃	場所	〇〇競技場	
試合中、転倒し、左足首を痛める					
傷病名(疾病名)	左足首骨折	後遺障害	有・無・未定		
病院名	〇〇病院	担当医	〇〇先生	電話番号	011 (567) 1234

事故通知・保険金請求の手続きについて

- 1 事故後、顧問または役員が、事故通知書兼保険金請求書の①・②を記入する。
↓
- 2 顧問または役員が、事故通知書兼保険金請求書を連盟事務局【011-261-1449】へFAXする。
↓
- 3 連盟事務局が、上記2で受け取った事故通知書兼保険金請求書の連盟事務局確認欄に捺印しチャブ保険へ郵送する。
↓
- 4 チャブ保険事故担当者より保険金請求について被補償者(ケガ・病気をされた方)へ連絡し書類を郵送。
↓
- 5 被補償者(ケガ・病気をされた方)が、治療終了後、事故通知書兼保険金請求書(③記入後)とその他書類(診察券のコピー、レシートコピー、診断書[必要な場合のみ]など)と共にチャブ保険へ郵送する。
↓
- 6 チャブ保険が、被補償者(ケガ・病気をされた方)の指定先口座へ保険金を支払う。

Ⅱ 主催大会参加者災害補償制度「施設賠償責任保険」について

1 施設賠償責任保険の概要

大会運営に付随して本連盟に係るさまざまな賠償事故に備える保険です。

2 対象となる大会

北海道高等学校定時制通信制体育連盟が主催（共催）する4大会です。

（本連盟の管理下中であること）

3 こんなときに補償いたします。

上記大会中に出場選手（監督・コーチ・マネージャー・補欠を含む）、運営者、観客等が負傷、もしくは第三者の財物を破損したことにより、本連盟が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に、本連盟に対して保険金が支払われます。

主な事故例

- ①軟式野球競技中、ボールが観客に当たり負傷させる。
※本連盟の管理責任が問われ賠償責任を負う場合。
- ②出場選手を狭い階段に整列させ待機させていたところ、参加者の1名が足を滑らせ大勢の参加者が将棋倒しとなりケガをした。
※本連盟の管理責任が問われ賠償責任を負う場合。
- ③サッカー競技中ボールがフェンスを超え、第三者の車のフロントガラスを破損させる。
※本連盟の管理責任が問われ賠償責任を負う場合。

4 補償内容・金額

ご契約時に決めていただいた「支払限度額」を限度に損害賠償金（治療費など）、緊急措置費用、訴訟費用などをお支払いします。

(1) 支払限度額

区分	1名	1事故
身体賠償に係る支払限度額	1億円まで	3億円まで
財物賠償に係る支払限度額	—	1,000万円まで

(2) 自己負担額

身体賠償に係る自己負担額	1事故	0円
財物賠償に係る自己負担額	1事故	0円

5 補償できない主な場合

主な事故例

- ①大会運営責任者（本連盟）に法律上の賠償責任がない事故
- ②本連盟の主催する大会競技の参加者（監督・コーチ・補欠を含みます）の財物に係る事故
- ③本連盟の主催する大会運営者の財物に係る事故
例) 運営関係者の車両に競技中のボール等が当たり破損した。
本連盟所有のテントに選手が接触し、テントを破損した。
- ④本連盟が使用、管理する財物の損壊事故
※大会競技で借りた施設への損壊事故
例) サッカー競技中、ゴールポストを破損した。
バレーボール競技中、借りた施設の照明を破損した。
- ⑤地震、噴火、津波などの天災による事故
- ⑥戦争、テロ、変乱、暴動などによって生じた事故

6 事故報告の手続きについて

- 1 事故後、顧問または役員が、施設賠償責任保険事故報告書を記入する。
↓
- 2 顧問または役員が、施設賠償責任事故報告書を連盟事務局【011-261-1449】へFAXする。
↓
- 3 連盟事務局が、上記2で受け取った施設賠償責任事故報告書の請求者に捺印しチャブ保険へ郵送する。
↓
- 4 チャブ保険事故担当者より保険金請求について被害者・当事者へ連絡する。
↓
- 5 契約者が示談完了後、請求書類をチャブ保険へ郵送する。
↓
- 6 被害者ないし当事者へ保険金を支払う。

※さまざまな事故形態が想定され、賠償責任の有無の判断が必要であり、事故直後安易な被害者への回答は避けて下さい。

事故発生次第、連盟事務局まで連絡くださいますよう宜しくお願いします。

施設賠償責任保険事故報告書

※

請求日	年 月 日
請求者	札幌市中央区北2条西11丁目
	北海道高等学校定時制通信制体育連盟 印

北海道高等学校定時制通信制体育連盟

FAX : 011-261-1449 (事故日から30日以内にご記入の上左記へお送りください)

下記の大会において賠償事故が発生しましたので報告します。 報告日: 年 月 日

報告者	氏名 (専門部:) TEL		
証券番号	504LG 065537-2	保険期間	令和7年5月1日 から 令和8年5月1日 まで
契約者	名称 北海道高等学校定時制通信制体育連盟 住所 札幌市中央区北2条西11丁目		
当事者	氏名 TEL	引率者	氏名 TEL
大会名		競技種目	
事故発生日		事故発生場所	
被害者	氏名 住所 TEL		
事故発生状況			図
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">対人事故</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">対物事故</div>			
特記事項			
届出機関	有 ・ 無	他の保険契約	有 ・ 無 ・ 不明

■お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(<http://www.acegroup.com/jp>)をご覧ください。

(1)主な利用目的について

1. 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記 1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理 4. 適正な保険金・給付金の支払 5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応 6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2)第三者への情報提供について

- ・ 法令に基づく場合 ・ 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ・ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

施設賠償責任保険事故報告書（記入例）

※

請求日	令和 7 年 6 月 11 日
請求者	札幌市中央区北 2 条西 11 丁目
	北海道高等学校定時制通信制体育連盟 印

北海道高等学校定時制通信制体育連盟

FAX : 011-261-1449 (事故日から 30 日以内にご記入の上左記へお送りください)

下記の大会において賠償事故が発生しましたので報告します。

報告日： 令和 7 年 6 月 11 日

報告者	氏名 北海 花子 (専門部： 軟式野球) TEL 011-123-4567		
証券番号	504LG 065537-2	保険期間	令和 7 年 5 月 1 日 から 令和 8 年 5 月 1 日 まで
契約者	名称 北海道高等学校定時制通信制体育連盟 住所 札幌市中央区北 2 条西 11 丁目		
当事者	氏名 チャブ 太郎 TEL 011-000-0000	引率者	氏名 北国 五郎 TEL 011-111-1111
大会名	〇〇大会	競技種目	軟式野球
事故発生日	令和 7 年 6 月 10 日	事故発生場所	〇〇高校運動場
被害者	氏名 南海 道子 住所 札幌市中央区〇条〇丁目 TEL 011-222-2222		
事故発生状況	軟式野球競技中にボールが塀を越え、第三者の車両のボンネットを損傷した。		図
対人事故			
対物事故			
特記事項	被害者より代車の請求をされている。		
届出機関	有 ・ 無	他の保険契約	有 ・ 無 ・ 不明

Ⅲ 制度の手続きについて

1 制度手続きについて

- (1) 校内担当者は、C表をもとにD表を作成し、5月16日(金)までにD表の写しをB表の写しとともに道定通体連事務局へFAX【011-261-1449】又は郵送してください。
大会制度負担金合計を5月16日(金)までに道定通体連事務局へ振込んでください。
- (2) 途中入部者は、8月1日(金)までに手続きを完了してください。

2 制度手続きの手順について

- (1) 手続きを行なう生徒は、A表を使用し大会制度負担金(350円)を添えて顧問へ提出。
- (2) 顧問は生徒へA表の領収書を発行。
- (3) 顧問は、A表をもとにB表・C表を作成し大会制度負担金を添えて校内担当者へ提出。
- (4) 校内担当者は、C表の領収書を顧問に発行。
- (5) 校内担当者は、C表をもとにD表を作成し、5月16日(金)必着でB表・D表の写しを道定通体連事務局へFAX【011-261-1449】又は郵送する。
- (6) 大会制度負担金は、5月締切分については、道定通体連負担金とともに振込む。
(振込口座等は事務局から発送される「2019年度道定通体連負担金の納入について」をご覧ください)

8月締切分(中途加入部員)については、C表をもとにD表を作成し、8月1日(金)必着でB表・D表の写しを道定通体連事務局へFAX【011-261-1449】又は郵送する。同時に大会制度負担金を取りまとめ道定通体連へ振込む。(振込手数料は各校で負担ください)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西11丁目 市立札幌大通高等学校内 北海道高等学校定時制通信制体育連盟事務局 宛 TEL 011-251-0229 FAX 011-261-1449

※校内担当者は、生徒会、特別活動、事務などの職員が望ましい。

Ⅳ 大会活動状況報告について

平成19年度から平成22年度までの活動状況報告により各大会のデータがそろいました。各学校の顧問の先生、専門委員の先生、御協力大変ありがとうございました。
平成23年度以降につきましてはイ表口表を廃止し活動状況の報告は行いません。

A 表

手続きする生徒(顧問)は、本表を使用し大会制度負担金とともに顧問へ提出してください
顧問は本表下部の領収書を加入生徒(顧問)に発行してください

各生徒 → 各顧問

種目名 _____ (男子・女子) 顧問様 _____

令和7年度北海道高等学校定時制通信制体育連盟

主催大会参加者災害補償制度申込書

申 込 日	年 月 日
○ で 囲 む	顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
学 年	年 (申込時の学年)
氏 名	
大会制度負担金	350円

※顧問とは・・・大会に引率する監督及びコーチとする。

申 込 時 期 【○印で囲む】	部 員 5月	中途加入部員 8月
締 切 日	令和7年 5月16日 (金)	令和7年 8月1日 (金)

各顧問 → 各生徒

領 収 書

年 月 日

様

¥ 350—

部

顧問

印

B 表

各顧問は、A表をもとに本表およびC表を作成し、大会制度負担金を添えて校内担当者へ提出してください
校内担当者は、本表の写しをD表の写しとともに道定体連事務局へFAX(011-261-1449)又は郵送してください

各顧問 → 校内担当者

No. _____

* ただし、各顧問1部保存

報告日 年 月 日

令和7年度北海道高等学校定時制通信制体育連盟

主催大会参加者災害補償制度申込書一覧表

申込時期 【○印で囲む】	部員 5月	中途加入部員 8月
-----------------	----------	--------------

学校名 _____ 高等学校

種目名 _____ (男子・女子) 顧問名 _____

	氏名	学年 (申込時の学年)	○印で囲む
1		年	顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
2			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
3			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
4			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
5			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
6			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
7			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
8			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
9			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
0			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
1			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
2			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
3			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
4			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
5			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
6			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
7			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
8			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
9			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー
0			顧問 ・ 選手 ・ マネージャー

* 多数の場合は、コピーしてご使用ください。

C 表

各顧問は、A表をもとにB表および本表を作成し、大会制度負担金を添えて校内担当者へ提出してください
校内担当者は、本表下部の領収書を当該部顧問に発行してください

各顧問 → 校内担当者

令和7年度北海道高等学校定時制通信制体育連盟 主催大会参加者災害補償制度申込会計報告書

校内担当者様

顧問 氏名 _____ 種目 _____ (男子・女子)

報 告 日	年 月 日		
顧 問	名		
選 手	名		
マネージャー	名		
合 計 人 数	名		
合 計 金 額	350 円 ×	名	= 円
申 込 時 期 【○印で囲む】	部員 5月	中途加入部員 8月	
締 切 日	令和7年 5月16日 (金)	令和7年 8月1日 (金)	

校内担当者 → 顧問

領 収 書

年 月 日

部

様

¥

校内担当者

印

D 表

校内担当者は、C表をもとに本表を作成し、本表の写しをB表の写しとともに道定体連事務局へ5月16日(金)までに
FAX(011-261-1449)又は郵送してください
あわせて、大会制度負担金合計を道定体連事務局へ5月16日(金)までに振り込んでください

校内担当者 → 道定体連事務局

No. _____

報告日 年 月 日

北海道高等学校定時制通信制体育連盟 御中

令和7度北海道高等学校定時制通信制体育連盟

主催大会参加者災害補償制度申込一覧表

高等学校 校内担当者 氏名

住所

TEL

FAX

No	部名	顧問	選手	マネージャー	合計人数	合計金額
1		名	名	名	名	円
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
0						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
0						
計		名	名	名	名	円

申込時期【○印】	部員 5月	中途加入部員 8月
締切日	令和7年5月16日(金)	令和7年8月1日(金)

* 多数の場合は、コピーしてご使用ください。

V 主催大会参加者災害補償制度

Q & A 及び事故例

Q1 主催大会参加者災害補償制度を発足させる趣旨は何ですか？

A 近年、全国においてスポーツ大会中に生徒の死亡・ケガ・熱中症などの事故が発生しています。各専門部・役員・顧問等は、生徒にケガ等のないよう十分に配慮しながら活動のサポートをしていますが、スポーツの特性上、絶対にケガ等の事故がおこらないとは限りません。このようなことから、道定体連として登録・活動している者同士が助けあうことが大切だと考え、道定体連加盟校がまとめ、相互扶助の精神で本制度を発足することになりました。

Q2 補償の対象となる大会は？

A 夏季地区大会・ブロック大会・全道大会・新人大会の4大会です。

Q3 顧問（監督・コーチ含む）も補償の対象となりますか？

A はい、登録手続きを行なった顧問は対象となります。

Q4 他の保険に入っている場合、同時に支給されないのでは？

A 主催大会参加者災害補償制度のケガ等の災害補償は、連盟の災害補償規程に従って支払われる制度ですので他の保険は一切関係ありません。（なお、学校の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付については本制度と同時給付できますのでより手厚い補償となります。）

Q5 災害補償の大会制度負担金は、どのように納めるのですか？

A 「制度の手続きについて」を参照ください。

Q6 補償期間は、いつから、いつまでですか？

A 毎年5月1日から5月1日までの補償となります。

Q7 「損害賠償補償」の補償を教えてください。

A 他人の身体の障害を発生させた時、最高1億円補償

（※この中には裁判費用等も含まれます。）

第三者の財物を損壊した時、最高1,000万円

（※この中には裁判費用等も含まれます。ただし、大会関係者の財物は除く。）

賠償補償発生時における補償給付は、基本的に傷害保険とは違います。まず、その事故に対しての、責任の割合があります。裁判などで、責任が100%道定体連にあるとされた場合、その金額の給付がされます（1億円まで）が、裁判で施設と道定体連の責任が50%：50%になった場合、道定体連の責任分の金額を支払うこととなります。また、専門部が独自で他の賠償保険に入っていた場合は、いずれの保険会社に対しても、その保険会社で加入している契約で補償される額の全額を請求することができます。（複数の保険会社に請求し損害額以上の保険金支払いを受けられるものではありません。）

Q8 Q7の賠償補償で免責金額はありますか？

A ありません。（※免責金額とは、保険金支払時の自己負担額のことです。）

Q9 「ケガ等の災害補償」の補償を教えてください。

A 通院のとき1日1,500円、入院のとき1日3,000円、後遺障害のとき障害の程度に応じて40万円～1,000万円、死亡のとき弔慰金として1,000万円（内規 第3条第2項・第12条第8項を参照してください。）

これらは、本人が他の保険に入っている場合でも支払います。また、大会の行き帰りの事故についても補償します。（但し、通常の経路を逸脱した場合は補償されません。）

Q10 対象大会の試合中から腰部に違和感あり、試合終了後ただちにカイロプラクティックへ通いました。この場合、通院見舞金の対象となりますか？

A 対象となりません。本制度では、「柔道整復師法」「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に関する法律」によって正規の免許を有する者以外の医業類似行為者が行う施術については、補償の対象となりません。

《参考》

主だった医療機関の取扱いについては以下の通りです。

	医療機関	免許	補償の対象
①	病院・医院・診療所	医師	○
②	接骨院・整骨院	柔道整復師	○
③	あんま・マッサージ・指圧・はり・灸	なし	△
④	カイロプラクティック・整体術等	なし	×

《補足》

上記②医師に準じた取扱いで、原則として補償の対象となります。しかし、応急手当の場合を除き、骨折や脱臼の場合は医師の同意を要する（柔道整復師法第17条）など、医師と違う取扱いをする場合があります、限定的に対象とする場合があります。

上記③原則補償の対象となりません。ただし例外として、医師の診断（指示）によって〇〇治療院、〇〇療術院などと標榜された医療機関への通院が必要と認められた場合には、補償の対象となる場合があります。

Q11 ①対象大会の試合中に、特に転倒や捻挫なども無く走り続けた結果、太ももの筋肉に痛みを感じたため、試合終了後ただちに整形外科で診断を受けました。診断の結果「筋肉痛」と判明し、5日間通院治療を行いました。この場合、通院見舞金の対象となりますか？

②対象大会の競技中に、特にひねったりぶついたりしなかったが手首がだんだん痛くなり、競技終了後ただちに病院で診断を受けました。診断の結果「腱鞘炎」と判明し、2週間通院治療を行いました。この場合、通院見舞金の対象となりますか？

A 上記①、②いずれも対象となりません。本制度では、「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」を補償の対象としています。

《参照》

北海道高等学校定時制通信制体育連盟主催大会参加者災害補償に関する内規第3条（1）

《参考》

内規では「急激・偶然・外来の三要素」に該当する傷病を補償の対象としています。

補償の対象となるか判断できないものは、本連盟事務局にご確認ください。

補償の対象とならない主な傷病名は以下の通りです。

疲労骨折・ヘルニア・野球肩・テニス肘・オスグッド病・棚障害など

Q12 補償の対象となる生徒を具体的に教えてください。

A 大会に参加する生徒全員です。(選手・補欠・マネージャー・補助員)

Q13 補償の対象となる先生方は？

A 監督・顧問・コーチ・審判・役員です。

Q14 大会制度負担金の支払い方法を詳しく教えてください。

A 大会制度負担金取りまとめの手続きに関しては、各学校単位で行ないます。その後、校内担当者は、5月・8月の道定体連納入期限(途中入部があるため8月にも納入期限を設定)までに納入してください。詳細については、後日道定通体連事務局から発送される「平成26年度道定体連負担金の納入について」をご覧ください。

Q15 途中で退部した生徒が収めた大会制度負担金はどうなりますか？

A 返金しません。

Q16 選手がケガをした場合、どのように報告するのですか？

A 事故が起こった場合、大会役員にすぐ連絡し、当番校又は各専門部で用意しています所定用紙を受け取ってください。その用紙に顧問が、ケガをした生徒の名前等の必要事項、事故の起こった状況等を用紙記入例に従い記入し、道定通体連事務局にFAXで報告してください。その後、本連盟の委任を受けた保険会社から、ケガをした本人(保護者)に連絡が行きますので、後は保険会社の指示に従い給付を受けることになります。

Q17 4大会の出場者で事故が起こり、その生徒(先生等)がプログラムに記載されていない時、補償されますか？

A はい。補償されます。ただしプログラムに記載がないときは、顧問(先生)と専門委員長の説明が必要です。道定通体連事務局に、書式がありますのでご連絡ください。

Q18 規定の大会期間の2日前に大会会場へ行き、大会期間が始まるまでの間、任意で練習を行なっておりました。その期間にケガをした場合などは、補償の対象となりますか？

A 対象となりません。大会会場への往路ならびに次で示す(練習とは)で定めた練習中の事故であれば対象です。

(練習とは)

大会開催期間中に顧問の管理下において行われるものを指し、大会期間開始前の道定通体連の認める公式練習または大会前日到着後の練習も含む。

Q19 不明な点などがあればどこに問い合わせたらよいのですか？

A まず、道定通体連事務局へお問い合わせください。

ケガ等の災害補償の事故例

* 特定疾病とは、急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患・細菌性食中毒・熱中症・低体温症・脱水症を言う。

ただし、直前 12 ヶ月以内に医師の治療、医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係がある場合は、補償対象になりません。

☆学校からマイクロバスで試合会場に行く途中、不幸にも交通事故に遭い、乗っていた選手・マネージャー・顧問が死亡した場合

各人に 1,000 万円の弔慰金（1 名あたりの補償額の為）

☆自宅から試合会場に自転車で向かう途中、交通事故に遭う、その後、後遺障害等級 5 級と認定された場合

700 万円の後遺障害一時金（往復途上担保の為）

☆試合中、マネージャーが熱中症により倒れ、7 日間入院した場合

1 日 3,000 円×7 日=21,000 円の入院見舞金（特定疾病担保の為）

免責日数はありません、1 日目から補償します。

☆補助員が得点掲示作業をしていた際バスケットボールが目にあたり負傷、3 日間通院した場合

1 日 1,500 円×3 日=4,500 円の通院見舞金（補助員も対象の為）

☆審判（顧問）が試合中にアキレス腱を断裂、30 日間入院して手術を受けた場合

1 日 3,000 円×30 日=90,000 円の入院見舞金と手術見舞金（30,000 円）が支払われます。

（審判も対象の為）

☆自チームの試合が終了し、一旦帰宅後、試合観戦で試合会場の階段において転倒し、足首捻挫で 3 日間通院した場合

自チームおよび個人の試合が終了した翌日以降は、補償の対象にはなりません。

☆試合帰りにゲームセンターに寄り、自宅に帰る途中に交通事故に遭い、7 日間入院した場合

通常経路を逸脱して往復途上に当たらない為、補償の対象にはなりません。

☆審判（顧問）が、試合期間中に肺炎にかかり、7 日間入院した場合

特定疾病にあたらぬ為、補償の対象にはなりません。

損害賠償補償の事故例

☆競技開始前に参加出場選手を狭い階段等に整列させ、競技開始時間まで待機させていたところ、参加者の1名が足を滑らせ大勢の参加者が将棋倒しとなりケガをした。

(適切な集合場所で無いと判断され主催者の管理・運営責任ミスが法律上認められた場合、その過失割合に応じ保険金が支払われます。)

☆軟式野球競技中ボールがフェンスを超え、第三者の車のボンネットを破損した。

(フェンスの高さ等も考慮に入れ、施設側の賠償責任義務等も発生する可能性があり、主催者の管理・運営責任のミスが法律上認められた場合、その過失割合に応じ保険金が支払われます。)

☆大勢の生徒が自校の参加選手の応援をしていたところ、体育館の手すりが外れ数名が落下し負傷した。

(応援に熱が入り正当行為[※]の領域を越えた応援をしていた場合、主催者が安全を確保すべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠ったと判断された場合、その過失割合に応じ保険金が支払われます。ただし、施設の老朽化が事故の要因の一部であると認められた場合、施設側に賠償責任義務が発生する場合があります。)

注) 正当行為→社会通念上正当な行為と判断されるもの